

広島市広告付き共用封筒の製作及び寄贈に関する協定書

広島市（以下「発注者」という。）と（以下「受注者」という。）とは、発注者が発行する書類等の郵送に利用する封筒及び事務連絡等に用いる封筒（以下「共用封筒」という。）の製作及び寄贈に関し、次のとおり協定を締結する。

（総則）

第1条 受注者は、共用封筒に広告を掲載しようとする者（以下「広告主」という。）を募り、共用封筒を製作し、発注者に寄贈するものとする。

2 発注者及び受注者は、この協定書に基づき、別紙の仕様書に従い、日本国の法令を遵守し、この協定を履行しなければならない。

3 受注者は、この協定の履行に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この協定が終了した後においても同様とする。

（共用封筒の使用に関する責任等）

第2条 受注者は、共用封筒の使用に際し、第三者からの苦情等何らかの問題が生じた場合には、全ての責任を負うものとし、直ちに問題解決のために対応するものとする。

2 受注者は、発注者に寄贈した共用封筒に瑕疵がある場合、受注者の負担において当該封筒を回収するとともに代替封筒を発注者に提供するものとする。

（広告の仕様及び内容等）

第3条 受注者が共用封筒に掲載する広告の仕様及び内容は、別紙の「広島市広告掲載要綱」、「広島市広告掲載基準」及びその他発注者が定める広告掲載に関する基準並びに別紙の仕様書の内容を満たすものとする。

2 受注者は、共用封筒の製作に当たり、広告主及び広告内容について、事前に発注者に報告し、発注者の承認を受けなければならない。

3 受注者は、広告主を募るにあたっては、発注者が協賛のあつせん又は媒介をしているような誤解を招くことがないように執り行う。

4 受注者は、本協定の履行に関して、発注者から必要書類の提出、意見の陳述等を求められたときは、速やかにこれに応じなければならない。

（広告内容についての責任）

第4条 受注者は、広告を掲載する広告主との間で、次の各号に定めることについて取り決めなければならない。

(1) 広告内容に関する一切の責任は受注者又は広告主（以下「広告主等」という。）が負うものとし、発注者は一切の責任及び負担を負わないものとする。

(2) 広告内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び広告内容等に係る財産権のすべてにつき合理的な権利処理が完了していることについて、広告主等が保証すること。

(3) 発注者に対して、広告主の責めに帰する理由に基づき、第三者から広告主の広告活動に関連して被害を受けた旨の請求がなされた場合は、広告主等の責任及び負担において解決するものとし、発注者は責任及び負担を負わないものとする。

（仕様書等の変更）

第5条 発注者は、必要があると認めるときは、仕様書若しくは業務に関する指示（以下「仕様書等」という。）についての変更内容を受注者に通知して、仕様書等を変更することが

できる。

(使用の一時中止)

第6条 発注者は、共用封筒の使用途上、広告主等の責めに帰する理由に基づき、その使用に不適当な事情が生じた場合には、使用の全部又は一部を中止することができる。

2 使用が中止となった共用封筒の回収及び代替の共用封筒の製作・寄贈のほか、前項の規定による中止に伴い必要となる事務及び費用については、受注者が負担する。

(権利義務の譲渡等の制限)

第7条 受注者は、この協定により生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、又はその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りではない。

(協定期間等)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和10年3月31日までとする。ただし、発注者又は受注者は、解除予定日の3か月前までに相手方に書面で通知することにより、この協定を解除することができる。

(補則)

第9条 この協定に関して疑義を生じたとき、又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて、発注者と受注者とが協議して、これを定める。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、当事者記名押印の上各自1通を保有する。

令和8年 月 日

発注者 広島市中区国泰寺町一丁目6番34号
広島市
広島市長 松 井 一 實

受注者